

長野県告示第45号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和3年1月28日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 通所介護)

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 登録した年月日 |
|---------------------------|-------------------|--------------|-----------|
| AIC株式会社 | アイケア通所介護事業所 | 松本市岡田町102番地2 | 令和3年1月16日 |
| (登録特定行為事業者 サービス付き高齢者向け住宅) | | | |
| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 登録した年月日 |
| AIC株式会社 | サービス付き高齢者向け住宅アイケア | 松本市岡田町102番地2 | 令和3年1月16日 |

介護支援課

長野県告示第46号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により決定した妙義荒船佐久高原国定公園に関する公園事業を次のとおり変更しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課、佐久地域振興局及び佐久市役所において縦覧に供します。

令和3年1月28日

長野県知事 阿部 守一

1 変更した公園事業の名称及び種類並びに位置

| 名称及び種類 | 位 置 |
|---------|------------------|
| 内山牧場野営場 | [区域] 佐久市内山字初谷 |

2 変更した事項

事業の規模（拡大）

自然保護課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

令和3年1月28日

長野県知事 阿部 守一

1 処分をした年月日

令和3年1月28日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号

有限会社土屋工業

南佐久郡川上村大字御所平1101番地

土屋 昭男

長野県知事（般-30）第20487号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 期間

令和3年2月15日から令和3年2月21日までの7日間

4 処分の原因となった事実

有限会社土屋工業は、建設業法第3条第1項の規定による建築工事業の許可を受けていないにもかかわらず、同項に違反して、同項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない建築一式工事を請け負った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

建設政策課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

令和3年1月28日

長野県知事 阿部 守一

| 許可番号 | 商号又は名称 | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地 | 処分の内容 | 処分をした年月日 | 処分の原因となった事実 |
|--------------|-------------------|-------|-----------------|---|------------|---|
| 般-27第 17839号 | 有限会社信濃建装 | 太田 茂也 | 安曇野市豊科3649-10 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（防水工事業）の取消し | 令和2年10月2日 | 令和2年9月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-2 第 2550号 | 株式会社千村設備工業 | 千村 勲 | 松本市大字 笹賀3042-5 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（機械器具設置工事業）の取消し | 令和2年10月2日 | 令和2年9月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-29第 23379号 | 丸富工業 | 富永 将治 | 上伊那郡飯島町七久保477-2 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（屋根工事業及び板金工事業）の取消し | 令和2年10月5日 | 令和2年8月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 特-29第 12848号 | ブリヂストンタイヤ長野販売株式会社 | 林 正邦 | 松本市小屋南2-18-20 | 建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（造園工事業）の取消し | 令和2年10月5日 | 令和2年9月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-30第 24664号 | 大塚電気株式会社 | 大塚 尚幸 | 長野市大字徳間字稗田3339 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（消防施設工事業）の取消し | 令和2年10月6日 | 令和2年9月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-28第 474号 | 川中島配管株式会社 | 大峠 正博 | 長野市稻里1-6-3 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、管工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業）の取消し | 令和2年10月6日 | 令和2年10月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-1 第 20907号 | 諏訪標識 | 鶴田 昌利 | 諏訪市大字湖南440-3 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（とび・土工工事業）の取消し | 令和2年10月6日 | 令和2年10月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-27第 8764号 | 大宮建築 | 大宮 良平 | 木曽郡南木曽町田立2176-1 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し | 令和2年10月12日 | 令和2年10月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |

| | | | | | | |
|--------------|--------------------|-------|-----------------------|---|------------|--|
| 般-27第 25085号 | 有限会社原田全建 | 柴田 隆幸 | 長野市大字栗田871-2 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業)の取消し | 令和2年10月13日 | 令和2年9月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-27第 22919号 | 有限会社大島緑地アート | 大島 元重 | 上伊那郡南箕輪村5994-1 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(舗装工事業)の取消し | 令和2年10月13日 | 令和2年10月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-30第 25691号 | フジモリ鉄工所 | 藤森 勤 | 諏訪市小和田17-1 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(鋼構造物工事業)の取消し | 令和2年10月13日 | 令和2年10月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-28第 9579号 | 飯田給排水故障修理有限会社 | 緒方 宏始 | 飯田市鼎名古熊2092-2 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(水道施設工事業)の取消し | 令和2年10月15日 | 令和2年10月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 特-29第 196号 | 株式会社吉野組 | 吉野 君一 | 下伊那郡大鹿村大河原399-1 | 建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(造園工事業)の取消し | 令和2年10月16日 | 令和2年9月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 特-29第 6255号 | 株式会社鷲澤建設 | 鷲澤 尊 | 北安曇郡小谷村大字中小谷字川原丙521-1 | 建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(管工事業)の取消し | 令和2年10月16日 | 令和2年9月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-28第 362号 | 有限会社小坂組 | 矢野 明博 | 下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2260-2 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業及び舗装工事業)の取消し | 令和2年10月26日 | 令和2年10月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-27第 19499号 | 有限会社共進電工 | 原 玄也 | 飯田市大瀬木3469-1 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業及び電気通信工事業)の取消し | 令和2年10月26日 | 令和2年10月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-27第 17961号 | 有限会社ワイエムシーエンジニアリング | 竹内 徹 | 佐久市鳴瀬2996-2 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業)の取消し | 令和2年10月26日 | 令和2年10月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |

| | | | | | | |
|--------------|-----------------|--------|----------------------|--|----------------|--|
| 般-1 第 22523号 | 大澤建築店 | 大澤 伸章 | 松本市大字笛賀 5652-68 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業)の取消し | 令和2年 10月29日 | 令和2年10月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 特-28第 14178号 | ティーアーリー株式会社 | 高橋 健太 | 中野市大字吉田282 -29 | 建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(解体工事業)の取消し | 令和2年 10月29日 | 令和2年10月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-27第 16472号 | 有限会社藤建工 | 加藤 巳喜夫 | 上田市上田原887-13 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し | 令和2年 11月 6日 | 令和2年10月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-28第 24179号 | 甲信越エア・ウォーター株式会社 | 樋口 貴哉 | 松本市桝川委3878-1 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し | 令和2年 11月 9日 | 令和2年10月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-29第 25120号 | 株式会社中部メンテナンス | 鈴木 雄治 | 小諸市大字平原 1271-1 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(解体工事業)の取消し | 令和2年 11月 9日 | 令和2年10月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-29第 13371号 | 株式会社ビバ | 原 忠司 | 佐久市岩村田3162 -88 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(解体工事業)の取消し | 令和2年 11月10日 | 令和2年10月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-27第 8994号 | 有限会社塩川工務所 | 塩川 清春 | 小諸市大字森山735 -4 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し | 令和2年 11月12日 | 令和2年10月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-28第 9805号 | 黒岩建設株式会社 | 黒岩 正和 | 中野市大字永江 6555-1 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(塗装工事業)の取消し | 令和2年 11月12日 | 令和2年11月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-28第 17013号 | 大栄建設株式会社 | 三石 博明 | 南佐久郡佐久穂町 大字穂積1326 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し | 令和2年 11月16日 | 令和2年10月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |

| | | | | | | |
|--------------|------------|-------|-------------------|---|------------|--|
| 特-27第 6610号 | 伊東産業株式会社 | 古田 俊輔 | 松本市新橋6-10 | 建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(電気工事業)の取消し | 令和2年11月17日 | 令和2年10月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-27第 25133号 | 株式会社三村興業 | 三村 幸男 | 松本市大字 笹賀3170 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し | 令和2年11月25日 | 令和2年11月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-1 第 14608号 | 有限会社ホソダ建工 | 細田 佳伸 | 下伊那郡下條村陽阜1996-1 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し | 令和2年12月1日 | 令和2年11月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-29第 25403号 | 雅建材 | 森 雅也 | 木曽郡南木曽町田立350-2 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業及び解体工事業)の取消し | 令和2年12月4日 | 令和2年11月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-27第 22899号 | ヨコヒラ建築 | 横田 軍三 | 大町市常盤3516-117 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業)の取消し | 令和2年12月6日 | 令和2年11月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-28第 23158号 | 有限会社中澤建築設計 | 中澤 明男 | 安曇野市穂高385 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し | 令和2年12月7日 | 令和2年12月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-27第 16511号 | 有限会社アイワ電気 | 牛澤 昇司 | 長野市大字川合新田村西937 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業及び消防施設工事業)の取消し | 令和2年12月7日 | 令和2年12月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-28第 9655号 | 株式会社風間産業 | 藤沢 一三 | 長野市大字風間221 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し | 令和2年12月7日 | 令和2年11月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-27第 6483号 | 有限会社柴鉄筋 | 柴 正志 | 上伊那郡箕輪町大字中箕輪14220 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し | 令和2年12月9日 | 令和2年12月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |

| | | | | | | |
|--------------|----------------|--------|----------------------|---|------------|--|
| 特-28第 12124号 | 株式会社栄和 | 新井 信一郎 | 飯田市北方3330 | 建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(造園工事業)の取消し | 令和2年12月10日 | 令和2年11月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-27第 24135号 | テル電 | 田中 輝男 | 飯山市大字常盤58 98 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業及び消防施設工事業)の取消し | 令和2年12月17日 | 令和2年12月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-27第 6566号 | 松井電設工業 株式会社 | 山崎 由朗 | 中野市大字中野17 01-15 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(消防施設工事業)の取消し | 令和2年12月17日 | 令和2年12月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-2 第 24992号 | 株式会社マキノ | 牧野 雅之 | 上田市中之条1268- 51 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し | 令和2年12月22日 | 令和2年12月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-27第 6714号 | 木曽フェンス センター | 藤原 熊 | 木曽郡南木曽町吾妻1477 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し | 令和2年12月22日 | 令和2年12月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-28第 19709号 | 有限会社二幸 電気商会 | 山口 淳 | 長野市三輪8-7- 19 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業及び消防施設工事業)の取消し | 令和2年12月25日 | 令和2年12月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-28第 14007号 | 株式会社岩倉 造園土木 | 村田 浩一 | 長野市信更町涌池 3960-3 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(タイル・れんが・ブロック工事業)の取消し | 令和2年12月25日 | 令和2年12月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |
| 般-27第 24064号 | 株式会社一成 | 小林 裕 | 松本市渚2-7- 1 大月ビル2階 | 建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し | 令和2年12月28日 | 令和2年12月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこれが建設業法第29条第1項第4号に該当する。 |

建設政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和3年1月28日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

安曇野都市計画公園 5・5・1号 豊科南部総合公園

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び安曇野市役所

都市・まちづくり課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

令和3年1月28日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

| 講習会の種別 | 受講対象者 |
|--------|---|
| 経験者講習 | 長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者に限る。）又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの |

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

| 開催日 | 時間 | 講習会場 | 場所 | 定員 |
|-------------|--------------------------|------|--|-----|
| 3月4日 (木) | 午後1時 から 午後4時 まで | 飯田会場 | 飯田市追手町2丁目678番地 飯田合同庁舎 【新型コロナウイルス 感染防止のため中止又 は会場や定員変更とな る場合あり】 | 40名 |

3 講習科目及び時間数

| 講習科目 | 時間数 |
|--------------------|-----|
| 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 | 2時間 |
| 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い | 1時間 |

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課